

【気象警報発令】

明石市及び明石市を含む地域に「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」いずれかの警報が発令された場合、臨時休業として対応を次のとおりとさせていただきます。

※警報のため閉所するご案内をした後に警報が解除した場合は、安全確認をした上でスタッフの人数が確保できましたら、開所する場合があります。その場合はスタッフからLINEや電話などでご連絡いたします。

※上記の場合や明石市以外の近辺で警報が出ている場合は安全確認をしていただき、通所されるかどうかは保護者さまのご判断の上、ご来所されるかどうかのご連絡していただきますよう、よろしくお願いいたします。

※スタッフが出勤できない場合は固定電話の対応が難しいため、御用の方はLINE、メール、留守番電話にメッセージまたは事業所の携帯電話にご連絡頂けますようお願いいたします。

ご利用の時間帯	気象情報等	対応
平日（10:30～16:30） 土曜利用（9:00～13:00）	平日(月～金)の午前 8 時 30 分時点 土曜日の午前 7 時時点で 警報が発令されている場合	臨時休業とします。こちらから <u>ご連絡を致しませんので、ご確認をお願いいたします。</u> ただし、警報解除の時間によっては開所する場合がございます。 <u>開所する場合のみご連絡をさせていただきます。</u> ご利用のご判断は保護者の方にお任せいたします。
	ご利用中に警報が発令された場合	保護者さまにご連絡いたしますので、安全確保に万全を期してできるだけ早くお迎えをお願いいたします。

【災害時の対応】

地震や火災、水害等が発生した場合、臨時休業とします。また、通所時に発生した場合は、安全面に配慮し、下記の場所に避難することがあります。

事業所	災害	避難場所
西明石	地震・水害	明石市立望海中学校（西明石南町 1-1-33 徒歩 5 分）
	火災	西明石南町 3 丁目公園（西明石南町 3 丁目 3 徒歩 5 分）
小久保	地震・水害	明石市立鳥羽小学校（明石市西明石北町 2 丁目 2 番 1 号 徒歩 5 分）
	火災	西明石北町公園（明石市西明石北町 2 丁目 7 番 徒歩 5 分）

地震・水害・・・避難方法： 徒歩 5 分 避難場所： 明石市立鳥羽小学校

火災・・・避難方法：徒歩 5 分 避難場所： 西明石北町公園

地震・水害・・・避難方法： 徒歩 5 分 避難場所： 明石市立望海中学校

火災・・・避難方法：徒歩 5 分 避難場所： 西明石南町 3 丁目公園

【学級閉鎖時のご利用】

ご本人の在籍学級が学級閉鎖の場合、学級閉鎖があけるまではご利用をお控えいただきますようお願いいたします。

ごきょうだいの在籍学級が学級閉鎖の場合もご利用を控えることを推奨いたしますが、ご利用を希望される場合は、ごきょうだい・ご本人・ご家族に症状がないこと、検温をして発熱の有無を確かめてください。ご利用される際は、スタッフにごきょうだいが学級閉鎖である旨をお伝えいただき、マスクの着用をお願いいたします。

【ご本人が発熱されている場合のご利用】

ご本人が発熱された場合、ご利用をしていただくことができません。解熱後体調に問題がない場合はご利用していただけます。

【嘔吐物等の取り扱いについてのお知らせ】

集団生活での嘔吐物や下痢便で汚れた衣服の持ち帰りについては、厚生労働省の「感染症対策ガイドライン」に基づき、そのままビニール袋に入れて持ち帰っていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

【感染症の対応】

お子さまがインフルエンザやコロナ等の感染症と医師が診断した場合、医師から通所可能と判断があるまで事業所をご利用していただくことが出来ません。送迎するご家族が同様の感染症にかかった場合もご家族が完治するまで、ご利用を見合わせてください。送迎されないご家族がかかった場合、お子様に発熱や症状がない場合はご利用いただけますが、必ずその旨を支援員に伝えていただけますと幸いです。通所許可届の提出が必要な感染症は、下記の感染症一覧をご参照ください。別添えの通所許可届は、医師が記入の上、通所時にご持参ください。学校に提出されます許可届をコピーしていただいたものでも可能です。

【熱中症対策のお知らせ】

熱中症症状が疑われた場合（手足がしびれる・体が熱い・頭痛・吐き気がするなど）、ポカリ・アクエリアス・OS1などの飲料を提供することがあります。

お子さまの安全のためにご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

発熱や感染症罹患時の対応

	利用 可	利用 不可
熱	【風邪でご家族が発熱】	【風邪でご本人が発熱】 解熱後体調に問題がない場合は利用可
コロナ	【同居ご家族がコロナ陽性】 本人に発熱や症状がない場合 ※必ずその旨を支援員にお伝えいただく	【ご本人および送迎されるご家族がコロナ陽性】 症状がある場合は、発症日を 0 日として 5 日を経過し、かつ症状軽快から 24 時間経過するまで ※通所許可証は不要
インフルエンザ および その他の 感染症	【送迎しないご家族が インフルエンザやその他の感染症に感染】 (下記一覧参照) ※必ずその旨を支援員にお伝えいただく	【ご本人がインフルエンザに感染】 インフルエンザなどの感染症と医師が診断した場合、医師から完治の診断があるまで ※通所許可証は不要 【ご本人がその他の感染症に感染】 (後記一覧参照) 医師から完治の診断があるまで ※通所許可証が必要 【送迎するご家族が インフルエンザやその他の感染症に感染】 (後記一覧参照) 家族が完治するまで ※通所許可証は不要
学級閉鎖	【ごきょうだいのクラスの学級閉鎖が決まった時点】 利用不可を推奨だが、可 ※必ずその旨を支援員にお伝えいただく	【ご本人のクラスの学級閉鎖が決まった時点】 利用不可

別紙 2

感染症一覧

感染症名	通所のめやす
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになってから。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後 5 日以上経過し、かつ全身状態が良好であること。
麻疹 (はしか)	熱が下がった後、3 日を経過してから。
風疹	発疹が消えてから。
咽頭結膜熱 (プール熱)	熱が下がり、咽頭痛、結膜炎がなくなった後、2 日を経過してから。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌療法が終了するまで。
結核	医師により感染のおそれがないと認められたら。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められたら。
腸管出血性大腸菌感染症 (O157 など)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから。
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから。
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められたら。
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタウイルス等を含む感染性胃腸炎)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになってから

園に提出される許可届をコピーしていただいた物でも大丈夫です。

別紙 3

【通所許可届】

一般社団法人こころ相談研修センター様

利用者氏名 _____

病名 _____

集団生活に支障がない状態になったので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から一般社団法人こころ相談研修センターの通所を可能とします。

日 _____

_____ 年 _____ 月

医療機関 _____

医師名 _____